

第2章

新規投資に対する
優遇措置

A hand in a dark suit jacket points towards the center of the image. The background is dark with a grid of glowing hexagonal icons containing business-related terms and symbols. A bright, glowing rectangular box in the center contains the word 'INCENTIVES' in large, white, sans-serif capital letters. The overall aesthetic is professional and modern, with a focus on business and technology.

INCENTIVES



1. 製造業に対する優遇措置

- 1.1 製造企業に対する主な優遇措置
- 1.2 ハイテク企業に対する優遇措置
- 1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置
- 1.4 中小企業に対する優遇措置
- 1.5 選定された産業向けの投資に対する優遇措置
 - 1.5.1 機械および機器
 - 1.5.2 特別な機械および機器
- 1.6 自動車産業に対する優遇措置
- 1.7 航空宇宙業界に対する優遇措置
- 1.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置
- 1.9 工業用ビルシステム(IBS)に対する優遇措置
- 1.10 1986年投資促進法によりマレーシア資本企業が税制優遇措置を受ける際の「切望」の定義
- 1.11 製造業に対する追加的優遇措置

2. 農業部門に対する優遇措置

- 2.1 農業に対する主な優遇措置
- 2.2 食料生産
- 2.3 ハラル製品に対する優遇措置
- 2.4 農業部門に対する優遇措置

3. バイオテクノロジー産業に対する優遇措置

- 3.1 バイオテクノロジー業界に対する主な優遇措置
- 3.2 バイオネクサス・ステータス企業に対するバイオテクノロジー融資

4. 環境マネージメントに対する優遇措置

- 4.1 森林プランテーション・プロジェクトに対する優遇措置
- 4.2 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置
- 4.3 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置
- 4.4 廃棄物エコパーク(Wep)に対する優遇措置
- 4.5 加速減価償却

5. 研究開発に対する優遇措置

- 5.1 研究開発に対する主な優遇措置
- 5.2 研究開発に対する追加的優遇措置

6. 研修に対する優遇措置

- 6.1 訓練に対する追加的優遇措置

7. 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する優遇措置

- 7.1 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する主な優遇措置
- 7.2 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する追加的優遇措置

8. 海運・輸送業界に対する優遇措置

- 8.1 マレーシア船舶に対する税制優遇措置

9. 情報通信技術(ICT)に対する優遇措置

- 9.1 情報通信技術(ICT)機器の使用購入のための優遇措置

10. 低開発地域に対する優遇措置

11. その他の優遇措置

- 11.1 産業建物控除
- 11.2 MSCマレーシア内の産業建物控除
- 11.3 監査費用控除
- 11.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置
- 11.5 資産の撤去・移転費用に対する優遇措置
- 11.6 所有権取得に対する優遇措置
- 11.7 関税に関する優遇措置
- 11.8 環境保護活動への寄付
- 11.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置

新規投資に対する 優遇措置

マレーシアでは、直接税と間接税の双方において税制上の優遇措置が認められる。根拠となる法律は、1986年投資促進法、1967年所得税法、1967年関税法、1976年物品税法、および1990年自由地域法である。これらの法律に基づく優遇措置は、業種として、製造業、農業、観光業（ホテル業を含む）と特定サービス産業およびR&D（研究開発活動）、職業訓練事業、環境保護事業への投資を対象としている。

直接税の優遇措置とは、一定の期間、法人税の一部または全部が免除されることで、一方、間接税の優遇措置とは、輸入税および物品税が免除されることである。

1. 製造業に対する優遇措置

1.1 製造企業に対する主な優遇措置

製造業部門に投資する企業に対する主な税制上の優遇措置は、パイオニア・ステータスと投資税額控除(ITA)である。

パイオニア・ステータスと投資税額控除の認可基準は、付加価値の水準、使用される技術、産業間連携など特定の優先事項に基づいている。対象となる事業と製品は、「奨励事業」または「奨励製品」（附属資料I：奨励事業および奨励製品リスト一般を参照）と呼ばれる。

申請書は、操業／生産の開始前に、マレーシア投資開発庁（MIDA）に提出しなければならない。

(i) パイオニア・ステータス

パイオニア・ステータス（PS）が認められた企業は、法人税納付の一部免除を5年間受けることができる。この場合、生産日（生産水準が生産能力の30%に達した日）から始まる免税期間中、法定所得*の30%に対してのみ課税される。

パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータスの申請書は、マレーシア投資開発庁（MIDA）に提出する。

* 法定所得は、所得総額から収益的支出と資本控除を差し引いたものである。

(ii) 投資税額控除

パイオニア・ステータスの代わりに、投資税額控除(ITA)を申請することができる。投資税額控除(ITA)が認められた企業は、最初に適格資本的支出（認可プロジェクトで使用される工場、プラント、機械、その他の設備）が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。

この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。法定所得の残りの30%には、現行の法人税率が課税される。

申請書は、マレーシア投資開発庁（MIDA）に提出する。

1.2 ハイテク企業に対する優遇措置

ハイテク企業とは、新興技術分野における奨励事業や奨励製品の製造に従事する企業のことである（附属資料II：奨励事業および奨励製品リストハイテク企業を参照）。ハイテク企業、は下記の優遇措置の対象となる。

- i. 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁（MIDA）に提出する。

1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置

戦略的プロジェクトとは、国家に重要な製品や事業活動に係わるプロジェクトである。これらは通常、長期計画期間と多額の設備投資を伴い、高度な技術を備え、統合的で、広範囲な産業間連携を創出し、経済に多大な影響を与えるプロジェクトのことである。戦略的プロジェクトは下記の優遇措置の対象となる。

- i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

1.4 中小企業に対する優遇措置

中小企業(SME)

2009賦課年度より、所得税および税制上の優遇措置を適用するため、中小企業の定義を、以下のように変更した。該当賦課年度の開始時に、普通株に対する払込資本が250万リンギット以下のマレーシア法人で、払込資本が250万リンギットを超える他の企業に支配されていない企業。

中小企業は、50万リンギットまでの課税対象所得に対し、17%の軽減法人税の対象となる。その他の課税所得に対する法人税率は24%となる。

小規模企業

株主資本が50万リンギット以下でマレーシア資本が60%以上のマレーシアで設立された、小規模企業は、1986年投資促進法に基づく小規模企業に対する優遇措置の対象となる。2012年7月3日以後、小規模企業の定義は、「株主資本が250万リンギット以下で、マレーシア資本が60%から100%のマレーシアで設立された企業」に変更された。

小規模企業は下記の基準を満たす必要がある。

- i. 1965年会社法に基づき設立された法人であること。
- ii. 株主資本が250万リンギット以下で、下記のマレーシア資本を有する。

- ・ 株主資本が50万リンギット以下の企業は、60%以上のマレーシア資本。
- ・ 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下の企業は、100%のマレーシア資本。

小規模企業は下記の優遇措置の対象となる。

- i. 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除が得られる。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

個人企業や事業組合の場合も、新規の非公開有限会社が有限責任会社を設立して現在の生産活動を引き継ぐことによって、この優遇措置を申請することができる。

- i. 株主資本が50万リンギット以下で、小規模企業のための奨励リスト（附属資料III:奨励事業および奨励製品リスト—小規模企業を参照）または一般リスト（附属資料I:奨励事業および奨励製品リスト—一般を参照）に記載されている奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。
- ii. 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下で、小企業のための奨励リスト（附属資料III:奨励事業および奨励製品リスト—小規模企業を参照）における奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。
- iii. 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下で、一般奨励リスト（附属資料I:奨励事業および奨励製品リスト—一般を参照）における奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

1.5 選定された産業向けの投資に対する優遇措置

1.5.1 機械および機器

工作機械、マテリアル・ハンドリング機器、ロボットおよびファクトリーオートメーション機器、ならびにそれらのモジュールやコンポーネント。

1.5.2 特別な機械および機器

特定産業および包装機械向けの専用の加工機械・機器、それらのモジュールやコンポーネント。

選定された機械および機器の生産に関わる企業は、下記の優遇措置を受ける資格がある。

- i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する(附属資料IV:選定産業向け奨励事業および奨励製品リストを参照)。

1.6 自動車産業に対する優遇措置

エネルギー効率の高い自動車とその中心コンポーネント/システムの組み立て・製造を促進することは、マレーシアの自動車産業の発展を強化するのに極めて重要である。

マレーシア投資開発庁(MIDA)は、以下の活動を行おうとする企業に対し、5年または10年にわたり、法人所得税免除または法人所得税免除相当の投資税額控除(ITA)の形での優遇措置を提供する。

- i. i. エネルギー効率の高い自動車の組み立て

- ii. トランスミッション、エンジン、エアバッグおよびコンポーネント、取扱および制御機構とブレーキ機構など、エネルギー効率の高い自動車またはエネルギー効率の低い自動車向けの中心コンポーネント/システムの製造。および
- iii. 電気モーター、電池、電池管理システムなど、ハイブリッド自動車および電気自動車向けコンポーネントの製造。

優遇措置は、マレーシア投資開発庁(MIDA)が2017年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について有効。

1.7 航空宇宙業界に対する優遇措置

航空宇宙産業の発展は、政府が戦略的分野およびハイテク分野の一つに指定している。対象となるのは、メンテナンス、修理、オーバーホール(MRO)、航空製造、システム・インテグレーション、工学および設計に直接・間接に寄与する活動である。

マレーシア投資開発庁(MIDA)は、以下の活動を行おうとする企業に対し、5年または10年にわたり、法人所得税免除または法人所得税免除相当の投資税額控除(ITA)の形での優遇措置を提供する

- i. 航空宇宙製造
- ii. システム・インテグレーション
- iii. メンテナンス、修理、オーバーホール(MRO)
- iv. 航空関連サービス

優遇措置は、マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年11月1日から2020年12月31日までに受理する申請について有効。

1.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置

バイオベースの化学品、バイオ燃料、パーティクルボード、中密度繊維板(MDFボード)、合板、パルプおよび紙など、パーム油バイオマスを利用した付加価値製品を製造する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i. 新設企業
 - a) 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- b) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ii. 再投資を行う既存企業に対する優遇措置

- a) 再投資によって増加した法定所得の100%が法人税免除となる10年間のパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

- b) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

1.9 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置

基礎コンポーネント/製品およびシステム

柱、梁、スラブ、壁、屋根トラス、プレキャストコンクリートシステム、型枠システム、鉄骨骨組システム、ブロックワークシステム、木造骨組システム、革新的システム。工業用ビル・システム(IBS)の製造に取り組む企業は、下記の優遇措置を受けられる。

- i. 5年間にわたる、法定所得の70%-100%の法人税免除。

または

- ii. 最初に適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除(ITA)に相当する法人税免除。この控除で各賦課年度の法定所得の70-100%を相殺することができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

1.10 1986年投資促進法によりマレーシア資本企業が税制優遇措置を受ける際の「切望」の定義

1986年投資促進法(PIA)に基づき、税制上の優遇措置を受ける企業は、推奨される事業を開始するか参加することを「切望する」、またはまだ生産を開始していないが、推奨製品を生産することを「切望する」必要がある。

i. 生産の定義

- a. 製造業会社—企業は製品の生産（試験生産を含む）を開始している。
- b. サービス企業—企業は提供するサービスの最初の請求書を発行している。

ii. 生産中の企業

すでに生産しているマレーシアの製造業およびサービス業企業は、1986年投資促進法における「切望」項目に該当しない。ただし2012年7月3日以降、マレーシア投資開発庁(MIDA)への申請日から1年以内に生産を開始したマレーシア企業は、税制上の優遇措置の検討対象となる。

iii. 優遇措置

現行税率および1986年投資促進法における適格性基準に基づくパイオニア・ステータスまたは投資税額控除相当の法人税免除。

1.11 製造業に対する追加的優遇措置

i. 再投資控除

再投資控除(RA)は、最低36か月操業してきていることを条件に、拡張、自動化、近代化、または、既存の事業を同一産業内で他の関連製品に多角化するなどの目的で再投資する、製造業や特定の農業活動に従事する既存の企業に与えられる。

再投資控除(RA)は、適格資本的支出の60%の割合で与えられ、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。財務省が定めるある一定の生産性水準を達成した場合、企業は、再投資控除で賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。各サブセクターにおける規定された生産性の水準の詳細については、国税局(IRB)に照会されたい（連絡先住所—関連団体を参照）。

再投資控除(RA)は、再投資が初めて行われた年から連続した15年間にわたり認められる。企業は、例えば、建物が完成した後や工場に機械が設置され操業を開始した時など、対象となるプロジェクトが完了したときのみ申請できる。2009賦課年度から、すでにある資産に再投資控除(RA)が申請されている同一グループ内の関連会社からその資産を購入する企業は、同資産に対するRAを再投資控除(RA)申請することができなくなった。

2009賦課年度から、再投資目的で取得した資産は、再投資から5年間、処分できなくなった。

免税期間の有効期限内に再投資する予定の企業は、そのパイオニア・ステータスまたはパイオニア認証の取り消しを申し出て、再投資控除(RA)に切り替えることができる。

再投資控除(RA)の申請書は国税局(IRB)に提出する。再投資控除(RA)のためのパイオニア・ステータスまたはパイオニア認証の放棄の申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. 加速減価償却

a) 奨励事業または奨励製品への再投資

再投資控除(RA)の対象となる15年間の経過した後、奨励製品の製造に再投資する企業は、税制上の加速減価償却(ACA)を申請することができる。加速減価償却による特別控除は、資本支出を3年間で償却する。すなわち初年度に40%、以後の2年で各20%を償却する。

申請書は国税局(IRB)に提出する。その際、対象企業が奨励事業に従事するか奨励製品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁(MIDA)の文書を添付する。

加速減価償却(ACA)の申請書は国税局(IRB)に提出する。

b) 廃棄物リサイクル

2001賦課年度から、事業での使用を目的として適格支出が生じた製造業企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。対象となる工場や機械は下記の通り。

- ・ 廃棄物リサイクル専用か否かに関わらず使用されるもの。
- ・ 廃棄物の処理を一段と進めて、最終製品を作るために使用される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

iii. 工業用ビル・システム(IFS)に対する優遇措置

工業用ビル・システム(IFS)は、建築の質を高め、より安全で清潔な労働環境を創出し、外国人労働者への依存度を低減する。工業用ビル・システムのコンポーネントの製造に使用される金型の購入に対して出費する企業は、加速減価償却(ACA)の適用を受けることができる。適用は2006賦課年度からで、初年度償却率は40%、翌年度以降の年次償却率は各20%。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

iv. グループ控除

1967年所得税法に基づき、マレーシアで設立された全ての居住会社に対してグループ控除が適用される。2019年以降、グループ控除適格会社は、3賦課年度にわたり調整後損失の70%までについて、同一グループ内の他の居住会社の所得と相殺できる。受給企業と引渡し企業のどちらも、下記の条件を満たす必要がある。

- 基本期間の当初において、受給企業と引渡し企業それぞれの普通株に対する払込資本が250万リンギットを上回る。
- 受給企業と引渡し企業の会計期間が等しい。
- グループ内での受給企業と引渡し企業の直接・間接の持ち株比率が70%を下回らない。
- 70%の株式保有関係が前年度および当該年度で継続している。
- 所有権の取得または外資系企業の買収による損失は、グループ控除の対象にならない。
- 以下の優遇措置適用企業は、グループ控除の対象にならない。
 - パイオニア・ステータス
 - 投資税額控除/投資控除
 - 再投資控除
 - 船積み利益に対する免除
 - 1967年所得税法127条に基づく所得税免除

申請書は国税局(IRB)に提出する。

v. オートメーション化資本控除 (オートメーションCA)

マレーシアで36か月以上操業している製造業会社（労働集約型産業または非労働集約型産業）は、下記の対象となる。

カテゴリー1：高労働集約型産業（ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維）

- i. 2015年賦課年度から2020年賦課年度の5年間に発生した資本的支出のうち、最初の400万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除。

カテゴリー2：その他の産業

- ii. 2015年賦課年度から2020年賦課年度の5年間に発生した資本的支出のうち、最初の200万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

2. 農業部門に対する優遇措置

1986年投資促進法により、農業関連に関連する「企業」は以下のように定められている。

- 農業協同組合、農業関連協会。
- 農業に携わる個人や事業組合。

農業部門で奨励品目の生産や奨励事業（附属資料I:奨励事業と奨励製品リスト一般および附属資料III:小規模企業を参照）に従事する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

2.1 農業に対する主な優遇措置

i. パイオニア・ステータス

製造業部門と同様、奨励品目の生産や奨励事業に携わる企業は、パイオニア・ステータスの対象となる。

パイオニア・ステータスを認められた企業は、法人税納付の一部免除を受けられる。同企業は、生産日（農産品の最初の販売日）から5年間にわたり、法定所得の30%に対してのみ課税される。

パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. 投資税額控除

奨励製品の生産か奨励事業に従事している企業は、パイオニア・ステータスの代わりに、投資税額控除(ITA)を申請することができる。投資税額控除が認められた企業は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。

この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。法定所得の残りの30%には、現行の法人税率で課税される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

2.2 食品生産に対する優遇措置

新規プロジェクトに対する優遇措置

農業レベルと生産/加工レベルでの食品プロジェクトへの投資を誘致するために、特定の優遇措置が導入されている。これらの優遇措置は、食品加工分野の原材料の供給を促進することとなり、原材料輸入への依存を低減する。

免税は、認可された食品生産プロジェクトに従事する子会社に投資する企業と、食品生産活動を実施するその子会社の双方に対して与えられる。与えられる税制優遇措置は下記の通り。

- i. 食品生産に従事する子会社に出資する親会社は、当該賦課年度における該当子会社への投資額に相当する税額控除が与えられる。また、
- ii. 食品生産に従事する子会社は、新規プロジェクトに対して10賦課年度、既存事業の拡張プロジェクトに対して5賦課年度にわたり、法定所得に対する法人税が全額免除される。

申請書は2016年1月1日から2020年12月31日まで、マレーシア農業・農業関連産業省が受け付ける。

2.3 ハラル製品に対する優遇措置

i. ハラル食品生産に対する優遇措置

ハラル食品製造への新規投資を促進し、国際基準に適合した高品質のハラル食品の製造に、近代的で最新鋭の機械・器具を導入することを奨励するため、ハラル食品製造に出資して、MS1500:2004に準拠した、マレーシア・イスラム開発局(JAKIM)によるハラル認証を既に取得している企業は、5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。

この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

JAKIMからハラール認証を取得するための詳細については、www.halal.gov.myを参照。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. その他のハラール事業に対する優遇措置

a) ハラール工業団地運営者に対する優遇措置

ハラール工業団地の誘因力を増すため、ハラール工業団地運営企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i) 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

b) ハラール産業従事者に対する優遇措置

指定されたハラール工業団地におけるプロジェクトの実施を申し出た企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。または、
- ii) 奨励されたハラール製品の開発と製造に使用される原材料に対する輸入税と販売税の免除。

- iii) HACCP、GMP、コーデックス委員会（FAOとWHOによる食品規格ガイドライン）、衛生標準作業手順などの国際品質基準と、養豚肉の食品トレーサビリティなど輸出市場向け規制への準拠のために要した支出に対する二重控除。

c) ハラール物流管理企業に対する優遇措置

マレーシアにおけるハラール産業およびハラールのサプライチェーンを促進するため、ハラール製品の物流管理企業には下記の優遇措置が与えられる。

- i) 5年間にわたる法定所得の100%に対する免税措置。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書はハラール産業開発公社(HDC)に提出する。

詳細については以下を参照。www.hdcglobal.com

2.4 農業部門に対する追加的優遇措置

i. 再投資控除

少くとも36か月にわたりコメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、水産物などの主要食品の生産や財務省が認定したその他の事業に従事している企業は、再投資控除(RA)を受けることができる。

再投資控除は、最初の再投資が行われた年から15年以内に対象企業で発生した適格資本的支出の60%に相当する控除という形態のものである。この控除額で各賦課年度における法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

ii. 資源利用型産業への再投資に対する優遇措置

これらの優遇措置は、輸出の可能性のある製品を生産するゴム、パーム油、木材関連産業の企業で、マレーシア資本が最低51%の企業に対して与えられる。これらの産業において拡張目的で再投資する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- a) 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- b) 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

(附属資料 V: 奨励事業および奨励製品リスト再投資を参照)

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

iii. 食品加工業への再投資に対する優遇措置

マレーシア人が資本の60%以上を保有するマレーシア製造業企業が奨励対象の食品加工事業に再投資する場合は、下記の優遇措置の対象となる。

- a) 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- b) 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

(附属資料 V: 奨励事業および奨励製品 リスト再投資を参照)

iv. 加速減価償却

再投資控除(RA)が満了した後に、奨励農業活動や食品に再投資する企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。コメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、水産物の栽培・生産や、財務省が認定したその他の活動が対象となる。

加速減価償却による特別償却では、資本支出を2年間で償却する。すなわち初年度の当初控除が20%で、各年の控除が40%である。

申請書は国税局(IRB)に提出する。その際、対象企業が奨励農業活動に従事するか奨励食品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁(MIDA)発行の文書を添付する。

v. 農業控除

農業活動を行う個人や企業は、特定の資本的支出に対して、1967年所得税法に基づき資本控除と産業建物特別控除を申請することができる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

vi. 認可農業プロジェクトへの資本的支出に対する100%の控除

1967年所得税法の附則4A条は、財務省が承認した認可農業プロジェクトのための資本支出に対し、100%の控除を認めている。対象となるのは、財務大臣が定める通り、一定の期間内に最小面積以上の農地を開拓し利用する農場に発生した適格資本的支出である。

認可農業プロジェクトは、野菜、果物（パパイヤ、バナナ、パッションフルーツ、スターフルーツ、グアバ、マンゴスチン）、塊茎類、根菜類、ハーブ、香辛料、飼料用穀物、水耕作物の耕作、観賞魚の養殖、魚とおよびエビの養殖（池養殖、水槽養殖、海洋ケージ養殖、沖合海洋ケージ養殖）、トリガイ、カキ、ムール貝、海藻の養殖、小エビ、エビ、魚の孵化場、特定樹種の森林植林事業。

上記のプロジェクトを行う個人が、この優遇措置を受けると、該当プロジェクトに関連して発生した適格資本的支出を、他の事業活動からの所得を含む総所得から控除することができる。総所得が十分な額に達しない場合、未控除の支出を翌年以降の賦課年度に繰り越すことができる。この控除を選択した場合、同一の資本的支出に対する資本控除または農業控除は受けられなくなる。

本優遇措置は、1986年投資促進法に基づく優遇措置をすでに受けている企業や、減税期間が開始していない、または終了した企業は利用できない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

3. バイオテクノロジー産業に対する優遇措置

3.1 バイオテクノロジー業界に対する主な優遇措置

バイオテクノロジー事業に従事し、マレーシア・バイオエコノミー開発公社（バイオエコノミー・コーポレーション）よりバイオネクサス・ステータス*の認定を受けた企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i. 知的財産関連所得について、法定所得の100%までの免税措置**。
 - a) 新規事業からの法定所得が初めて発生した年から10連続賦課年度。もしくは、
 - b) 既存の事業や拡張プロジェクトからの法定所得が初めて発生した年から5連続賦課年度。
- ii. 知的財産以外の所得について、法定所得の70%までの免税措置**。
 - a) 新規事業からの法定所得が初めて発生した年から10連続賦課年度。もしくは、
 - b) 既存の事業や拡張プロジェクトからの法定所得が初めて発生した年から5連続賦課年度。
- iii. 新規事業または拡張プロジェクトに由来する法定所得について100%の免除措置。これは5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除となる**。
- iv. 免税期間満了後10年間にわたり、適格事業より発生する法定所得に対し、20%の譲許税率を適用。
- v. 原材料／コンポーネント／機械／器具に対する輸入税および販売税の免除。
- vi. 研究開発に係る経費に対する二重控除。
- vii. 輸出促進に係る経費に対する二重控除。
- viii. バイオテクノロジー事業目的にのみ使用される有資格の建物は、10年間にわたり産業建物控除(IBA)を受けられることができる。

- ix. バイオネクサス・ステータス企業に投資する（事業収入を得ている）企業または個人は、商品化の初期段階に出資した投資総額と同額の税額控除の対象となる。

* バイオネクサス・ステータスの申請書は、バイオエコノミー・コーポレーションに提出する。

** 2019年4月22日時点の情報であり、財務省の最終確認が必要。

3.2 バイオネクサス・ステータス企業に対するバイオテクノロジー融資

バイオエコノミー・コーポレーションは、バイオテクノロジー商業化基金(BCF)2.0プログラムに基づき、バイオネクサス・ステータス企業に対して融資を提供する。バイオテクノロジー商業化基金供与枠の目的は、進行中のバイオテクノロジー製品やサービスの商品化を促進し、申請会社のバイオテクノロジー事業の拡張を援助することにある。

バイオテクノロジー商業化基金プログラムには、根本的に異なる2種類の融資スキームがある。中長期の融資枠であるバイオエコノミー開発スキーム(BDS)と、申請企業の運転資金を提供する経営維持スキーム(BSS)である。

バイオエコノミー開発スキームは、上限が270万リンギットまでの融資スキーム（ゼロ・エントリー資金調達費用を除く）で、以下の出費を賄う。

- a) 既存の建物／ビル建築用の土地または事業用地の購入。
- b) 新品／中古の機械・器具、実験室、その他の生産設備の購入。
- c) 給与／人的資本利益のための出費を除く運営費。および
- d) マレーシア工業開発金融公社(MIDF)の認可を条件とするその他の運営費用。

バイオエコノミー開発スキームによる融資の割合は以下ようになる。

- a) 既存の建物／ビル建築用の土地または事業用地の購入に対しては、90%までの融資、
- b) 新品の機械・器具、実験室、その他の生産設備の購入に対しては、90%までの融資、
- c) 中古の機械・器具、実験室、その他の生産設備の購入に対しては65%までの融資、および／または、

- d) 運営費用の90%まで。ただし供給枠の20%を上回らない。

上記の融資割合はすべてマレーシア工業開発金融公社の認可を条件とする。

経営維持スキームでは、認可された申請企業に対し、以下のいずれかの方法で60万リンギットまでの資金を供給する。

- a) 購入リボルビング・クレジット/売却リボルビング・クレジット

柔軟な融資の枠組で、支出を受けることも、全額返済も、反復借入れもできる。この枠組では、資金枠いっぱいになるまで複数のトランシュに分けて前払いができ、前払い金が支払われた後は再利用が可能。1年ごとに更新可能な枠組。該当条件に従い実施される。

- b) 中長期運転資本融資

該当条件に従い、一定期間にわたり定期的に返済される融資の枠組。

- c) ファクタリング

該当条件に従い売掛債権を売却することによる資金調達。

経営維持スキームで認められる典型的な出費には以下のものがある。

- a) 原材料、消耗品/家畜、
- b) 給与/人的資本利益のための出費を除き、既存の製品/サービス改善を目的とする研究開発に直接関係する出費、
- c) 給与/人的資本利益のための出費を除き、製品/サービスを世界市場に紹介する事業拡大に直接関連する出費。例えば広告や、海外展示会への参加にかかるブース出店費用、航空運賃など、
- d) 特定の研究開発/国際事業の開発段階に直接関わる一般管理費、
- e) 知的財産(IP)の登録、
- f) 臨床/実地試験費用、
- g) コンプライアンスおよび規制関連費用、
- h) 知識労働者を雇用するための初期費用、

- i) 専門家/技術専門家の顧問料、
- j) 給与/人的資本利益のための出費を除き、本来運転資本である出費、
- k) マレーシア工業開発金融公社の認可を条件とするその他の運転資本。

経営維持スキームによる融資の割合は以下のようになる。

- a) 購入リボルビング・クレジットに対して100%までの融資、
- b) 売却リボルビング・クレジットに対して90%までの融資、
- c) 中長期の運転資本供給に対して90%までの融資、
- d) ファクタリングに対して80%までの融資。

上記のBCFプログラムのいずれかに対する適格基準には、以下のものがある。

- a) 申請企業はバイオネクサス・ステータス企業でなければならない、
- b) マレーシア資本が過半を占める、すなわち51%以上をマレーシア人が保有する、および
- c) 払込資本が25万リンギット以上である。

詳細については以下を参照。www.bioeconomycorporation.my

4. 環境マネージメントに対する優遇措置

4.1 森林プランテーション・プロジェクトに対する優遇措置

森林プランテーション事業を手掛ける企業は、1986年投資促進法に基づき、下記の優遇措置の対象となる。

- i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。または、
- ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

4.2 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置

付加価値が高く、ハイテクを利用する廃棄物リサイクル事業を行う企業は、パイオニア・ステータスや投資税額控除の対象となる。農業廃棄物、農業副産物、化学製品のリサイクル、再生木材パネルボードまたは木製品の生産などを含む事業は、下記の対象となる。

- i. 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

- ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

自由工業団地／保税工場（FIZ/LMW）を含む、マレーシア国内で入手した廃棄物／スクラップのみ、リサイクルが認められている。海外から廃棄物／スクラップを輸入することは禁止されている。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

4.3 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置

政府は2014年予算で、グリーン・テクノロジー(GT)開発を一段と強化するため、グリーン・テクノロジー資産の購入に対する投資税額控除の提供と、グリーン・テクノロジーによるサービスおよびシステムの利用に対する法人税の免除を発表した。

グリーン・テクノロジー・プロジェクト

グリーン・テクノロジー・プロジェクト関連の事業を行う企業は、下記の対象となる。

- i. 最初の適格資本的支出が発生してから最長5年間にわたり、または2020年12月31日まで、グリーン・テクノロジー・プロジェクトに対して発生した適格資本的支出の100%が投資税額控除となる法人税免除。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

優遇措置の期限は2020年12月31日まで。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

グリーン・サービス

グリーン・サービス関連プロジェクト事業を行う企業は下記の対象となる。

- i. 5年間にわたり、または2020賦課年度まで、法定所得の100%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

優遇措置の期限は2020年12月31日まで。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

4.4 廃棄物エコパーク(Wep)に対する優遇措置

廃棄物エコ・パークは、関連当局が実施し、認定する廃棄物のリサイクル、復元、処理施設である。パークは道路、排水施設、水道光熱施設、下水施設、廃棄物の受け取りと分別のための建物と施設、廃水処理施設、廃棄物リサイクル／復元／処理施設、教育／周知センター用建物などの基本インフラを備えている必要がある。

デベロッパー、運営会社、管理会社となっているマレーシアで設立された企業は、下記の税制優遇措置の対象となる。

i. WEPデベロッパー

WEP内部でインフラ開発を行う企業は下記の対象となる。

- a) 2016賦課年度から2025賦課年度まで、法定所得の70%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について、優遇措置を検討する。

ii. WEP管理会社

WEPの管理、監督、マーケティングを行い、効果的かつ効率的な調整／実行を保証する企業は、下記の対象となる。

- a) 2016賦課年度から2025賦課年度まで、法定所得の70%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について、優遇措置を検討する。

iii. WEP運営会社

WEP内で廃棄物の処理/復元/リサイクルを担当する企業は下記の対象となる。

- a) 5年間の法定所得の100%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。
- b) 最初の適格資本的支出が発生してから5年以内に発生した適格資本的支出の100%が投資税額控除となる法人税免除。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について、優遇措置を検討する。

4.5 加速減価償却

i. 廃棄物リサイクル事業

2001賦課年度より、事業目的のための適格支出が発生した製造業企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。対象となる工場および機械は下記の通り。

- ・ 廃棄物リサイクル専用か否かに関わらず使用されるもの、
- ・ 廃棄物の処理を一段と進めて、最終成否を作るために使用される場合。

上記の基準を満たす企業は、20%の当初控除(IA)と40%の年次控除(AA)から成る加速減価償却(ACA)を申請できる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. 電力供給品質維持のための機器

営業費用削減のため、2005賦課年度より、電力供給の品質を維持するための機器に設備投資を行う企業は、2年間の加速減価償却の対象となる。対象企業は20%の当初控除に加え、各40%の年次控除を行い、2年間で全額償却する。

エネルギー・科学・技術・環境・気候変動省が認可した機器のみ、加速減価償却(ACA)の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

5. 研究開発に対する優遇措置

1986年投資促進法における研究開発(R&D)の定義は、「科学技術分野における新機軸やテクニカル・リスクを含む体系的、調査的、実験的研究で、その研究成果を材料、装置、製品、農産物や加工物の生産や改善のために利用することを目的とした活動」となっている。ただし、以下のものを含まない。

- ・ 製品の品質管理や、材料、装置、製品、生産物の定期的な検査、
- ・ 社会科学または人文科学研究、
- ・ 定常的なデータ収集、
- ・ 効率調査、および
- ・ 市場調査や販売促進、
- ・ 材料、装置、製品、加工物や生産方法の定期的な変更や変更、または
- ・ 材料、装置、製品、加工物や生産方法の外観やスタイルの変更。

マレーシアの研究開発の統合性を高めるべく、その基盤をさらに強化するため、設計、開発、試作を独立に行う企業も、優遇措置の対象となる。

5.1 研究開発に対する主な優遇措置

i. 請負（コントラクト）研究開発企業

請負（コントラクト）研究開発企業とは、自社の関連会社以外の外部の会社に対して、研究開発サービスをマレーシアで行う会社のこと。1986年投資促進法において、関連会社とは、発行済み株式の20%以上が（直接または間接に）他の企業に保有される会社のことである。請負（コントラクト）研究開発企業は下記の優遇措置の対象となる。

- ・ 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。または、
- ・ 10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. 研究開発(R&D)企業

自社の関連会社および外部の会社双方に対して研究開発サービスをマレーシアで行なう研究開発(R&D)企業は、10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。1986年投資促進法において、関連会社とは、発行済み株式の20%以上が(直接または間接に)他の企業に保有される会社のことである。研究開発企業が投資税額控除を利用しないことを選択した場合は、関連会社はサービスの対価として支払った研究開発企業への支払いに対して、二重控除を受けることができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

iii. 社内研究

自社の事業のためにマレーシア国内で社内での研究開発を行う企業は、10年間に発生した適格資本的支出の50%に相当する投資税額控除を申請することができる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

iv. 研究開発活動に対する優遇措置

再投資を行う既存の研究開発企業は、下記のようなパイオニア・ステータスまたは投資税額控除(ITA)を受けることができる。

a) 請負(コントラクト)研究開発企業

- i) 5年間の法定所得の全額(100%)が法人税免除となるパイオニア・ステータス。収入期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。または、
- ii) 最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

b) 研究開発企業

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

c) 社内研究開発

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した追加的適格資本的支出の50%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

(附属資料V:再投資向け奨励事業および奨励製品リストを参照)

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

v. 公的部門の研究開発の商業化に対する優遇措置

公的研究機関によって発見された、資源利用型研究開発の商業化を奨励するため、以下の優遇措置が与えられる。

- a) 研究開発の成果の商業化に従事する子会社に投資する会社は、子会社への投資額に相当する税額控除の対象となる。また、
- b) 研究開発の成果の商業化に従事する子会社は、10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータスの対象となる。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。非資源利用型研究開発の成果の商品化は、1986年投資促進法に基づく奨励事業/奨励製品リストへの記載が条件となる。

5.2 研究開発に対する追加的優遇措置

i. 研究開発に対する二重控除

- ・ 企業は、財務大臣の認可対象となる研究開発への非資本的支出に対して、二重控除を受けることができる。
- ・ 認可研究機関、認可研究開発企業、請負研究開発企業のサービスの利用に対する支払い。
- ・ パイオニア・ステータスを与えられた企業の免税期間中に発生した認可された研究開発経費は累積され、免税期間後に差し引くことができる。
- ・ マレーシア人の従業員の研修を含む、海外で行った研究開発活動への支出は、ケース・バイ・ケースで二重控除が適用される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

ii. 研究成果を商品化する研究者に対する優遇措置

付加価値の創出に焦点をあてた研究を行う研究者は、その研究成果の商品化により得た所得に対して、50%の免税を5年間受けることができる。対象となる活動は、科学技術・技術革新省の証明を受けなければならない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

6. 研修に対する優遇措置

6.1 訓練に対する追加的優遇措置

i. 従業員リクルートの費用に対する二重控除

従業員リクルートの費用は、税金算出の目的において控除の対象となる。

費用には、ジョブ・フェアへの参加にかかる出費や、職業紹介所やヘッドハンターへの支払いも含まれる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

ii. 雇用前研修に対する控除

雇用した従業員に対して行った就業前研修費用は、単純控除の対象となる。ただし、企業は研修生を将来従業員として雇用することを証明しなければならない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

iii. 従業員以外の研修に対する控除

企業の従業員ではない居住者に対する実習研修に伴う費用には、単純控除が考慮される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

iv. 現金による寄付に対する控除

非営利目的で運営され、国家機関により設立され維持されている技術／職業訓練機関に対する現金による寄付は、単純控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

v. 特別産業建物控除

認可された産業訓練、技術訓練、職業訓練に使用される建築物に支出した企業は、建物の建設または購入のための適格資本的支出について、10年間控除率10%の特別産業建物控除(IBA)を申請することができる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

vi. 教育施設に対する免税

認可された研修機関、企業内研修事業、民間の高等訓練機関は、作業場用実習設備、スタジオ、語学実習教室などのすべての教育設備に対する、輸入税、販売税、物品税の免除が受けられる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

vii. ロイヤリティ支払いの免税

教育省が認可したフランチャイズされた教育プログラムのために、教育機関が非居住者（フランチャイズ主宰者）に支払ったロイヤリティは、免税の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

viii. 認可された研修経費の二重控除

人的資源開発基金(HRDF)に拠出していない製造業や非製造業の会社は、認可対象の研修にかかる支出が二重控除の対象となる。

a) 製造業部門の場合は、事業開始以前でも以後でも研修費用を申請できる。

- マレーシア投資開発庁(MIDA)が認可した研修プログラムや研修機関が実施する研修プログラムに基づき、従業員の技能、監督能力、技巧の引き上げや開発、製品の生産性や品質の向上のための研修にかかった費用。

b) 非製造企業

- 財務省や財務省指定機関が認可した研修プログラムや、研修機関が実施する研修プログラムによる従業員研修のための費用。

ホテルや旅行会社の場合、観光産業の技術や専門性を向上させるために、社内あるいは認可対象研修施設において行われる研修プログラムは、観光省による認可を受けなければならない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

ix. 人的資源開発基金(HRDF)

第5章「人的資源」を参照。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

x. 組織的なインターンシップ・プログラムに対する税制優遇措置

マレーシア人材公社が認可した組織的なインターンシップ・プログラムを実施する企業に発生した費用に対して、二重控除が与えられる。このプログラムの対象となる適格資格は、下記の通り。

- a) 国内の高等教育機関において、フルタイムの学士取得プログラム、ディプロマ、それと同等の職業認証を受けようとするマレーシアのインターン／学生を対象とするインターンシップ・プログラム。
- b) 最低500リンギットの月額手当を伴う、最低10週間のインターンシップ・プログラム。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

この優遇措置は、2012賦課年度から2019賦課年度に適用される。

7. 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する優遇措置

認可サービス事業(ASP)や、財務省に認可された輸送、通信、公益事業サブセクターのプロジェクトは、下記の税制優遇措置の対象となる。

7.1 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する主な優遇措置

i. 1967年所得税法第127条による免税

1967年所得税法第127条に基づき、認可サービス事業を行う企業は、5年間の法定所得の70%の法人税免除を申請することができる。国家的・戦略的重要性をもつ認可サービス事業を行う企業は、10年間の法定所得の100%が法人税免除の対象となる。

申請書は財務省に提出する。

ii. 1967年所得税法附則7B条の投資控除

1967年所得税法附表7Bの投資控除(IA)は、127条で提供される所得税控除優遇措置の代替措置である。投資控除に基づき、認可サービス事業を行う企業は、資本的支出が最初に発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資控除の対象となる。この控除で法定所得の70%まで相殺することができ、未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

国家的・戦略的重要性のある認可サービス事業を行う企業は、5年以内に発生した適格資本的支出の100%が控除の対象となる。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。

申請書は財務省に提出する。

7.2 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する追加的優遇措置

原材料、コンポーネント、機械、装置、スペアパーツ、消耗品に対する輸入税、販売税および物品税の免除。

輸送サービス、通信サービスを提供する企業、発電所の運営および港湾の運営を行う企業は、国内で生産されていないスペアパーツや消耗品の輸入税および販売税の免除を受けることができる。

申請書は財務省に提出する。

8. 船舶・輸送機器産業に対する優遇措置

8.1 マレーシア船舶に対する税制優遇措置

- 2012年賦課年度から、マレーシア船舶の運営に伴う船舶会社の所得は70%が免税される。この優遇措置は、居住者にのみ適用される。「マレーシア船舶」とは、1952年商船法令(改定)において、遠洋航海船として登録された船のうち、フェリー、遊覧船、タグボート、補給船、乗組員用ボート、はしけ、浚渫船、釣り船やその他これらに類する船以外のものと定義されている。

- 「マレーシア船舶」の船上での雇用から得た個人所得は免税となる。

- マレーシア船舶へのISOコンテナのレンタルによる非居住者の所得も免税となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

9. 情報通信技術 (ICT) に対する優遇措置

9.1 情報通信技術(ICT)機器の購入に対する優遇措置

加速減価償却

2009年賦課年度から2015年賦課年度まで、マレーシアの居住者は、該当賦課年度に事業で使用するための情報通信機器の購入によって発生した資本的支出について、加速減価償却(ACA)を受けられる。

加速減価償却は、当初償却20%、年次償却80%が与えられる。すなわち、当該資本的支出は1年で償却される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

10. 低開発地域に対する優遇措置

低開発地域に拠点を拡張する既存の製造業/サービス業企業や、新規に設立される製造業/サービス業企業は、下記の対象となる。

- i. 初めて法定所得を取得した賦課年度から最高15年間(5年+5年+5年)にわたり、100%の所得税控除。免除期間中の未利用の控除は繰り越すことができ、免除期間後の企業の所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または、

10年以内に発生した適格資本的支出の100%相当の所得税免除(投資税額控除)。この控除で、各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができ未利用の控除は、全額が利用されるまで繰り越すことができる。

- ii. 製造業活動またはサービス活動に関連した開発のための、土地または建物の譲渡またはリースにおける印紙税の免除。
- iii. 2020年12月31日までに発生する、製造業活動またはサービス活動に関連した技術的なアドバイス料、支援朝、もしくはサービス料、またはロイヤリティに対する源泉税の免税。
- iv. 現行の政策、ガイドライン、手続きに準拠した、国内で生産されていない最終製品の生産に直接使用される原材料やコンポーネントに対する輸入税の免税。
- v. 現行の政策、ガイドライン、手続きに準拠した、国内で生産されていない機械・機器で、選別されたサービス業部門で直接使用されるものに対する輸入税の免税。

優遇措置は、マレーシア投資開発庁(MIDA)が2015年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について有効。

11. その他の優遇措置

ここでは、これまで記載されなかったその他の優遇措置で、次の部門に適用されるものを取りあげる。製造業、農業、航空宇宙産業、観光業、環境マネージメント、研究開発、研修、情報通信技術。認可サービス事業、製造関連サービス。

11.1 産業建物控除

産業建物控除(IBA)は、以下のような特別な目的に使用される建物の建設または購入のために資本的支出を行う企業に与えられる。

- 製造業、農業、鉱業、インフラ設備、研究、認可サービス事業、観光省に登録されたホテルなど。
- 産業研修、技術研修、職業研修、学校もしくは教育施設、教育省や関連機関が認可した幼稚園。
- 社会福祉局に登録済みの民間託児所。

申請書は、国税局(IRB)に提出する。

11.2 MSCマレーシア内の産業建物控除

サイバージャヤ内にてMSCマレーシア・ステータス企業が使用するの建物の建設を促進するため、サイバージャヤ内のMSCマレーシア・ステータス企業が占有する新規建物の所有者に対して、産業建物控除(IBA)が10年間にわたり与えられる。対象となる新規建物には、MSCマレーシア・ステータス企業がまだ占有していない完成した建物も含まれる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

11.3 監査費用控除

事業費用を削減し企業コンプライアンスを高めるため、監査費用に対する支出は所得税算定の際、控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

11.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置

シードキャピタル融資、スタートアップ融資、初期融資などで、ベンチャー企業に投資するエンジェル投資家は、投資総額に対する控除を申請できる。より多くのエンジェル投資によるベンチャー企業への融資を促進するため、2013年1月1日からエンジェル投資家によるベンチャー企業への投資総額は、総所得に対して控除される。

優遇措置は、財務省が2013年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について有効。

11.5 資産の撤去や移転のための費用に対する税制優遇措置

工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用は、資産の費用と見なされないため、1967年所得税法附則第3条に基づく控除の対象にはならない。ただし、財務報告基準116項（FRS116）は、資産の費用には、資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための債務に関連して支払わなければならない見積額が含まれると規定している。

このため、1967年所得税法と財務報告基準116項に基づく課税措置を簡素化するため、工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用に対して、下記を条件として「balancing relief」を提供する特別条項が、1967年所得税法附則第3条に導入されている。

申請書は、国税局(IRB)に提出する。

* balancing reliefの総額は、工場や機械の撤去や移転の費用または用地の復元の費用を、資産処分時の工場や機械に対する出費の残高に加算して決定される。

11.6 所有権取得に対する優遇措置

特許、工業デザインや商標などの所有権取得費用が発生する（マレーシア資本が70%以上の）製造企業は、関連法に基づき登録が認められる。

コンサルタント料、弁護士費用、印紙税などの所有権取得費用が対象となるが、ロイヤリティ支払額は対象とならない。

所有権取得費用に対し、5年間にわたり20%の年間控除。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

11.7 関税関連産業

i. 原材料/コンポーネントの輸入税免除

完成品が輸出か国内市場向けかに係わらず、原材料/コンポーネントに対する輸入税の全額免除が考慮される。

完成品が輸出向けの場合、原材料/コンポーネントが国内で生産されていないか、生産されていても品質や価格の点で要求水準を満たしていない場合は、原材料に対する輸入税の全額免除が通常認められる。

完成品が国内市場向けの場合、国内で生産されていない原材料/コンポーネントに対する輸入税の全額免除が考慮される。関税対象の原材料/コンポーネントで作られ

た完成品が輸入税を課されていない場合も、輸入税の全額免除が考慮される。

ホテルや観光プロジェクトは、特定の輸入品に対して輸入税の全額免除の対象となる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. 2013年関税（控除）規則と2013年販売税（控除）規則に基づく、機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する輸入税および/または販売税の免除への自己申告制度

主関税地域（PCA）に所在する製造業者は、自己申告制度によって、機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する輸入税および/または販売税の免除を申告することで、これらの枠組から利益を得ることができる。

新たに導入された自己申告制度では、マレーシア投資開発庁（MIDA）発行の確認書と共に、主関税地域（PCA）に輸入または購入され関税局に免税を申請する機械、機器、スペアパーツ、消耗品のリストを提出しなければならない。免税の許可は、関税局による受理が完了した日から2週間以内に得られる。

新しい制度の導入に先立ち、マレーシア投資開発庁（MIDA）に提出された、1967年関税法14条(2)および/または1972年販売税法10条に基づく、機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する輸入税および/または販売税の免除の申請については、必要情報がすべて受理された日から4週間の審査期間を要する。

2013年関税（控除）規則と2013年販売税（控除）規則は、2014年5月2日に施行された。

主関税地域（PCA）に所在する製造業者に対する主な免除の内容は下記の通り。

- 2013年関税（控除）規則115条項に基づき、保税工場、保税倉庫、自由地域から輸入または購入するスペアパーツ、消耗品以外の機械や機器に対する輸入税の免除。
- 2013年販売税（控除）規則106条項に基づき、保税工場、保税倉庫、自由地域から輸入または購入する機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する販売税の免除。
- 2013年販売税（控除）規則106条項に基づき、製造業者（1972年販売税法に基づく認可企業）から購入する機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する販売税の免除。

申請は、機械、機器、スペアパーツ、消耗品の輸入または購入に先立ち提出しなければならない。このため、企業は免税申請にかかるすべての過程に要する期間を考慮することが推奨される。この新しい自己申告制度と自主規制的な環境と、時間短縮手段によって、通関における銀行からの支払保証書などの取得が不要となり、事業費用の削減が可能となる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)は、免税自己申告制度の申請において、オンライン申請も受け付けている。オンライン申請では、E-ファイリング・デジタル認証(LHDH発行)を使用することや、提出の前に申請書に署名するために、デジタル認証書をマレーシア投資開発庁(MIDA)からダウンロードすることも可能である。

iii. 製造活動のアウトソースに対する輸入税の免除

事業費用を削減し競争力を高めるため、マレーシア資本が60%以上のマレーシア・ブランドのオーナーが、製造活動をアウトソースする場合、下記の優遇措置の対象となる。

- a) 国内あるいは海外のアウトソース契約先で完成品を製造する際に使用される原材料やコンポーネントに対する輸入税の免除。
- b) 海外の契約製造業者から半製品を輸入し、国内の契約製造業者に供給し完成品を製造する際の輸入税と販売税の免除。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

iv. メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に関する輸入税と販売税の免除

メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する販売税免除

2018年販売税(免税対象者)(改定)(第2号)規則の附則に基づき、マレーシアで登録された航空宇宙産業のメンテナンス、修理、整備(MRO)企業は、以下に対する販売税の免除を申請できる。

- a) 33A条項に基づく機械、機器、専用ツール
- b) 33B条項に基づくスペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品。

これらはマレーシア国内でメンテナンス、修理、整備(MRO)事業に直接使用されるものである。

自己申告に基づく申請では、企業は輸入または購入の前に、マレーシア投資開発庁(MIDA)発行の確認書を申請しなければならない。企業はマレーシア投資開発庁(MIDA)発行の確認書と、機械、機器、専用ツール、スペアパーツ、材料、専用消耗品のリストをマレーシア関税局に提出して販売税免除を受ける。

確認書はマレーシア投資開発庁(MIDA)に申請する。

販売税免除は以下のサイトにてオンラインで申請する。<https://mysst.customs.gov.my>

メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する輸入税免除

マレーシアで登録された航空宇宙産業のメンテナンス、修理、整備(MRO)企業はまた、機械、機器、専用ツール、スペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品に対する輸入税の免除を申請できる。

輸入税免除の申請書は財務省に提出する。

v. 船積み運賃に対する二重控除

サバ州やサラワク州から半島マレーシアに船で製品を運送する製造業者は、船積み運賃に対する二重控除を受けられる。

vi. マレーシア・ブランド名のプロモーションに対する二重控除

マレーシア・ブランド名の普及のため、マレーシア・ブランドの登録所有者でマレーシア資本が70%以上の企業または当該マレーシア・ブランドの登録所有企業が50%超保有する関連会社は、ブランドの広告にかかった費用に対して、下記の条件で二重控除を受けられる。

- a) 該当社が、マレーシア・ブランド名の登録所有者によって50%超所有されていること。
- b) 控除は、1賦課年度において1社からのみ申請すること。
- c) 製品が輸出品質基準を満たしていること。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

11.8 環境保護活動への寄付

環境保全や環境保護のみを目的とした認可団体への寄付は、単純控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

11.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置

製造業、認可サービス事業、ホテル、観光業の従業員用の住宅施設として使用される建物は、建物の建設／購入に伴う支出に対して、10年間にわたり10%の産業建物特別控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。